

事務連絡
平成31年3月20日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

対香港輸出豚肉の輸出可能部位について

香港への輸出豚肉については、「対香港輸出肉の取り扱いについて」（昭和44年4月7日付け環乳第7024号）に基づき施設認定、衛生証明書の発行等を行っているところですが、先般、関係事業者から骨なし豚肉及び非加熱の内臓の香港への輸入が認められていないのではないか、との照会があったところです。当方より香港政府に照会したところ、骨なし豚肉及び非加熱の内臓、いずれも香港へ輸入が認められているとの回答がありましたので、関係事業者に対する周知をお願いします。

なお、本件については、上記通知の改正を要しないものであることを申し添えます。